

令和4年5月13日

総務委員会

ウクライナ避難民等に対する支援実施に係る予算流用について

企画調整部国際課

1 目的

ふるさと納税の仕組み等を通じて市内外より寄附金を募り、ウクライナから市内に避難してきた避難民に対する生活資金の給付等を行う。

2 背景

- ・ウクライナ避難民への対応について、国では法務省内に対策本部を設置（3/15）、関係閣僚らで構成する連絡調整会議を開催（3/18）
- ・本市にも10人のウクライナ国籍者の住民登録があり、市長が記者会見において相談窓口の設置や市営住宅の提供などの避難民受入れの支援表明（3/11）
- ・市相談窓口には、個人、団体・企業から、住居提供や就労支援、生活支援などの申し出が相次いでいるが、避難民個人へ支援する仕組みがなく、支援体制の構築が急務
- ・本市ではウクライナ避難民の方1人を受入れ（3/23～）
- ・5月議会で下記の事業の追加を予定しているところであるが、迅速な避難民への給付が求められるため、予算流用により対応し、議決後に流用元への流用戻しを行いたい

3 事業内容

- ・ふるさと納税の仕組みの活用や国際課等の窓口により、市内外の個人、団体・企業からの寄附金の募集（募集期間：4/15～7/31）
- ・ふるさと納税等で募った寄附金を財源に、ウクライナから市内に避難してきた避難民に対し、生活準備資金等として1世帯当たり500千円（単身者にあっては300千円）給付の実施
- ・寄附金の余剰金は日本赤十字社、在日ウクライナ大使館等へ寄附を行う

4 流用額・流用先・流用元

流用額：1,500千円

項目	目	事業	節	細節
流用先	国際化推進費	多文化共生推進事業 地域共生推進事業	負担金補助及び交付金	交付金
流用元	国際化推進費	多文化共生推進事業 外国人材活躍促進事業	負担金補助及び交付金	補助金

5 流用後の対応

5月補正予算の議決後に、流用元への流用戻しを行う